



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*58	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課).....	5
*59	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(").....	6
*60	非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	(").....	11
*61	地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例 (財政課)	12
*62	和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する 条例	(障害福祉課).....	12
*63	和歌山県水防協議会条例の一部を改正する条例	(河川課).....	13
*64	和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港課).....	14
*65	和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例	(").....	16
*66	和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例	(").....	17
*67	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	18
*68	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	19
*69	和歌山県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	21
*70	和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例	(").....	21
*71	和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例	(").....	22
*72	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	22
*73	和歌山県留置施設視察委員会に関する条例の一部を改正する条例	(").....	24
*74	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(文化国際課).....	24

公布された条例のあらまし

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。
 - ア 55歳を超える職員の昇給は、勤務成績が極めて良好である場合等に限り行うものとした。(第10条関係)
 - イ 所有する住宅に係る住居手当を廃止することとしました。(第14条の5関係)
 - ウ 職員の給与について38歳に満たない職員のうち平成19年1月1日に昇給抑制を受けたもの、38歳以上で40歳に満たない職員のうち平成20年4月1日に昇給抑制を受けたもの及び44歳の職員のうち平成21年4月1日に昇給抑制を受けたものの平成26年4月1日における号給の調整を行うこととしました。(附則第2項～第4項関係)
- (2) 復興計画の作成等のため派遣された職員に災害派遣手当を支給するため支給要件を見直しました。(第24条の3関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行します。ただし、1の(2)の改正は、公布の日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置の適用要件について、勤続期間の短縮及び年齢の引下げを行うとともに、当該措置を受ける者の退職手当の額の算定に係る給料月額を加算率を引き上げるほか、定年前に退職する意思を有する職員の募集等について定めるなど所要の改正を行いました。（第 3 条～第 5 条、第 5 条の 3、第 6 条、第 7 条の 3、第 7 条の 4 及び第 11 条の 3 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法第 17 条第 1 項の規定により任命する非常勤の調査員、嘱託員等の報酬の額の上限を見直すとともに、勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用弁償の額を定めるほか、規定の整備を行うこととしました。（第 3 条及び別表関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

税外収入に係る延滞金の割合の引下げを行うとともに、規定の整備を行うこととしました。（第 2 条及び第 3 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 25 年 12 月 27 日から施行します。

◇ 和歌山県水防協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

水防法の一部改正に伴い、和歌山県水防協議会の委員の数を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。（第 1 条～第 8 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、港湾施設の使用料等の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。（付則第 5 項、別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山下津港の入港料の額を改定するとともに、所要

の改正を行うこととしました。(第 2 条及び第 3 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、マリーナの有料施設の使用料等の額を改定するとともに、北側緑地駐車場をマリーナの有料施設とするなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(第 3 条、第 21 条、別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 55 歳を超える職員の昇給は、勤務成績が極めて良好である場合等に限り行うものとした。(第 10 条関係)

イ 所有する住宅に係る住居手当を廃止することとしました。(第 14 条の 4 関係)

ウ 職員の給与について 38 歳に満たない職員のうち平成 19 年 1 月 1 日に昇給抑制を受けたもの、38 歳以上で 40 歳に満たない職員のうち平成 20 年 4 月 1 日に昇給抑制を受けたもの及び 44 歳の職員のうち平成 21 年 4 月 1 日に昇給抑制を受けたものの平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整を行うこととしました。(附則第 2 項～第 4 項関係)

(2) 復興計画の作成等のため派遣された教育職員に災害派遣手当を支給するため支給要件を見直しました。(第 20 条の 3 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、公布の日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

ア 55 歳を超える職員の昇給は、勤務成績が極めて良好である場合等に限り行うものとした。(第 12 条関係)

イ 所有する住宅に係る住居手当を廃止することとしました。(第 16 条の 4 関係)

ウ 職員の給与について 38 歳に満たない職員のうち平成 19 年 1 月 1 日に昇給抑制を受けたもの、38 歳以上で 40 歳に満たない職員のうち平成 20 年 4 月 1 日に昇給抑制を受けたもの及び 44 歳の職員のうち平成 21 年 4 月 1 日に昇給抑制を受けたものの平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整を行うこととしました。(附則第 2 項～第 4 項関係)

(2) 復興計画の作成等のため派遣された市町村立学校職員に災害派遣手当を支給するため支給要件を見直しました。(第 21 条の 3 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

社会教育法の一部改正に伴い、和歌山県社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 6 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

修学奨励金の貸与の対象者を新たに追加するとともに、貸与の時期を見直すほか、規定の整備を行いました。(第 2 条及び第 9 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立和歌山西高等学校を廃止することとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について次のとおり改定しました。

ア 55 歳を超える警察官の昇給は、勤務成績が極めて良好である場合等に限り行うものとした。(第 9 条関係)

イ 所有する住宅に係る住居手当を廃止することとしました。(第 12 条の 4 関係)

ウ 警察官の給与について 38 歳に満たない警察官のうち平成 19 年 1 月 1 日に昇給抑制を受けたもの、38 歳以上で 40 歳に満たない警察官のうち平成 20 年 4 月 1 日に昇給抑制を受けたもの及び 44 歳の警察官のうち平成 21 年 4 月 1 日に昇給抑制を受けたものの平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整を行うこととしました。(附則第 2 項～第 4 項関係)

(2) 復興計画の作成等のため派遣された警察官に災害派遣手当を支給するため支給要件を見直しました。(第 22 条の 2 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県留置施設視察委員会に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、和歌山県留置施設視察委員会の委員の任期を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 1 条及び第 2 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止するとともに、記載事項変更旅券の発給に係る手数料の額を定めることとしました。(別表第 2 第 8 項関係)

2 施行期日

旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 58 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第14条の5第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「又は第2号」を削り、「第3号又は第4号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第24条の3第1項中「第32条第1項」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第24条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 2 平成26年4月1日において38歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成19年1月1日において職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）、平成26年4月1日において38歳以上で40歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）、平成26年4月1日において44歳の職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成21年4月1日において職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものと

した場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。次項において「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員について準用する。
（人事委員会規則への委任）
- 5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
附則第 9 項中「には」の次に「、平成 31 年 3 月 31 日までの間」を加える。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 19 条の表第 10 条第 2 項の項中「第 10 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 59 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、給料」を「、退職の日におけるその者の給料」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項中「よらず」の次に「、かつ、第 11 条の 3 第 11 項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 7 条の 4 第 4 項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者

が知事の承認を得たもの

- (4) 第11条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第11条の3第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第11条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と

退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100分の 2）」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第 6 条 任命権者は、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる者の退職の理由について、人事委員会規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第 7 条の 3 の表読み替える字句の欄中「100分の 2」を「100分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100分の 2）」に改める。

第 7 条の 4 第 4 項第 1 号中「自己都合退職者（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第 2 号から第 5 号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第 11 条の 3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、職員としての勤続期間が 15 年以上である職員又は年齢が 50 年以上である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第 11 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第 9 項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第 12 項の規定による通知の予定時期
- (9) 第 7 項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) その他人事委員会規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第 5 号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる

職員の数が募集をする人数に 1 を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第 1 項第 2 号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、募集実施要項に記載された退職すべき期日又は第 13 項に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者
 - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (3) 第 2 項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第 2 項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - (1) 応募者が募集実施要項又は第 9 項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（第 9 項第 4 号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこ

れに準ずる処分を受けた場合

- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が募集実施要項に記載された退職すべき期日又は前項に規定する退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、人事委員会規則で定めるところにより、募集実施要項に記載された退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、募集実施要項に記載された退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により募集実施要項に記載された退職すべき期日又は第13項に規定する退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、人事委員会規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第22条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日、第13項に規定する退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正)
- 2 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例 (昭和37年和歌山県条例第60号) の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 60 号

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例 (昭和28年和歌山県条例第35号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例 (昭和41年和歌山県条例第34号) の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額の範囲内において任命権者の定める額とする。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第17条第1項の規定により任命する非常勤の調査員、嘱託員等 (以下「一般職非常勤職員」という。) であつて、職員の給与に関する条例 (昭和28年和歌山県条例第51号) 第15条第1項に該当するものが、勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用の弁償として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1月につき、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 住居と勤務公署との間の距離が5キロメートル未満であるもの 2,000円
- (2) 住居と勤務公署との間の距離が5キロメートル以上10キロメートル未満であるもの 4,100円
- (3) 住居と勤務公署との間の距離が10キロメートル以上15キロメートル未満であるもの 6,500円
- (4) 住居と勤務公署との間の距離が15キロメートル以上20キロメートル未満であるもの 8,900円
- (5) 住居と勤務公署との間の距離が20キロメートル以上であるもの 1万1,300円

第3条第3項中「支給」を「支給方法」に改める。

別表任命権者において日額で支給することを適当と認める者の項を次のように改める。

任命権者において日額で支給することを適当と認める者	日額 1万500円 (一般職非常勤職員にあつては、7,800円)
---------------------------	----------------------------------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第61号

地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例の一部を改正する条例

地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例（昭和39年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条同項」を「同項」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

延滞金の額は、納期限までに納付しなかった金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第3条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（和歌山県道路占用料徴収条例の一部改正）

- 3 和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第3条第1項」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 2 号

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成19年和歌山県条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年12月27日から施行する。

和歌山県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 3 号

和歌山県水防協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県水防協議会条例（昭和24年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 水防法（昭和24年法律第193号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 3 条を削る。

第 2 条に見出しとして「（会長）」を付し、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 協議会は、会長及び委員12人以内で組織する。

2 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

3 関係行政機関の職員である委員の任期はその職に在る期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第 4 条を次のように改める。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 7 条に見出しとして「(幹事及び書記)」を付し、同条第 1 項中「又は」を「、又は」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条中「外」を「ほか」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 4 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

付則第 5 項の表中「係留12時間につき 2 円」を「係留12時間につき 1 円91銭」に、「2 円90銭」を「2 円77銭」に、「6 円」を「5 円72銭」に、「2 円50銭」を「2 円39銭」に、「3 0 0円」を「2 8 6円」に改め、同表注に次のように加える。

- 5 消費税法(昭和63年法律第108号)第 6 条の規定により非課税とされるもの及び同法第 7 条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 6 5 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 1 係留施設の部岸壁、栈橋及び物揚場(小型船舶係留施設を除く。)の項を次のように改める。

岸壁、 栈橋及 び物揚 場(小 型船舶 係留施 設を除 く。)	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶	
	1 係留時間が12時間までの場合	
		総トン数又は貨物積載可能トン数 1 トン又はその端数ごとに 6円75銭
	2 係留時間が12時間を超える場合	
		総トン数又は貨物積載可能トン数 1 トン又はその端数ごとに24時間につき 9円
	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶	
	不定期船	
	1 係留時間が12時間までの場合	
		総トン数 1 トン又はその端数ごとに 6円
	2 係留時間が12時間を超える場合	
	総トン数 1 トン又はその端数ごとに24時間につき 8円	
定期船		
1 係留時間が12時間までの場合		

	総トン数 1 トン又はその端数ごとに	3円
2	係留時間が12時間を超える場合	
	総トン数 1 トン又はその端数ごとに24時間につき	4円
	はしけ等でトン数を表示しないもの	
1	係留時間が12時間までの場合	
	貨物積載可能トン数 1 トン又はその端数ごとに	6円
2	係留時間が12時間を超える場合	
	貨物積載可能トン数 1 トン又はその端数ごとに24時間につき	8円

別表第1 係留施設の部小型船舶係留施設の項中「360円」を「343円」に、「320円」を「305円」に、「290円」を「277円」に、「250円」を「238円」に、「1,020円」を「972円」に、「840円」を「800円」に、「630円」を「600円」に、「420円」を「400円」に改め、同部係船浮標の項を削り、同表臨港交通施設の部鉄道の項中「136円50銭」を「130円」に改め、同部駐車場の項を削り、同表荷さばき施設の部上屋の項中「14円11銭」を「13円44銭」に、「19円71銭」を「18円78銭」に、「25円56銭」を「24円35銭」に、「27円31銭」を「26円1銭」に改め、同部荷さばき地の項中「4円」を「3円81銭」に、「6円」を「5円72銭」に、「7円35銭」を「7円」に、「9円45銭」を「9円」に、「11円55銭」を「11円」に改め、同部水面整理場の項を削り、同部荷役機械の項中「30,000円」を「28,572円」に、「15,000円」を「14,286円」に改め、同部附属設備の項中「210円」を「200円」に、「315円」を「300円」に改め、同表保管施設の部野積場の項中「7円35銭」を「7円」に、「9円45銭」を「9円」に、「11円55銭」を「11円」に、「6円71銭」を「6円39銭」に、「5円65銭」を「5円39銭」に、「1,100円」を「1,048円」に、「700円」を「667円」に、「500円」を「477円」に、「203円」を「193円34銭」に、「131円20銭」を「124円96銭」に、「110円20銭」を「104円96銭」に、「3円」を「2円86銭」に、「6円」を「5円72銭」に改め、同表船舶補給施設の部船舶給水施設の項を次のように改める。

船舶給 水施設	新宮港	
	直接給水量 1 立方メートルにつき	324円
	新宮港以外の港湾	
	同	550円

別表第1 港湾環境整備施設の部運動広場の項中「1,350円」を「1,286円」に、「1,800円」を「1,715円」に、「3,600円」を「3,429円」に改め、同部庭球場の項中「2,700円」を「2,572円」に、「3,600円」を「3,429円」に、「7,200円」を「6,858円」に改め、同部ゲートボール場の項中「1,350円」を「1,286円」に、「1,800円」を「1,715円」に、「3,600円」を「3,429円」に改め、同表港湾施設用地の部港湾施設用地の項中「81円37銭」を「77円50銭」に、「46円72銭」を「44円50銭」に、「23円62銭」を「22円50銭」に、「83円47銭」を「79円50銭」に、「59円85銭」を「57円」に、「7円87銭」を「7円50銭」に、「4円72銭」を「4円50銭」に、「15円75銭」を「15円」に、「8円92銭」を「8円50銭」に、「40円42銭」を「38円50銭」に、「23円10銭」を「22円」に、「70円35銭」を「67円」に、「57円75銭」を「55円」に改め、同表注中9を削り、10を9とし、11から13までを10から12までとし、12の次に次のように加える。

13 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるもの及び同法第 7 条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

14 13の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 中「360円」を「343円」に、「320円」を「305円」に、「290円」を「277円」に、「250円」を「238円」に、「1,020円」を「972円」に、「840円」を「800円」に、「630円」を「600円」に、「420円」を「400円」に、「450円」を「429円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての利用料金の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6 5の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 65 号

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

和歌山下津港入港料条例（昭和52年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 入港料は、入港 1 回につき総トン数（はしけ等でトン数を表示しない船舶については、貨物積載可能トン数とする。次項において同じ。）1 トン又はその端数ごとに 2 円16 銭（以下「基準料率」という。）とする。この場合において、曳航して航行する船舶については、各船舶ごとに入港料を算定する。

3 前項前段の規定にかかわらず、外航運送に従事する船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）に係る入港料については、入港 1 回につき総トン数 1 トン又はその端数ごとに基準料率から16 銭を減じた額とし、内航船舶（本邦の港と本邦以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。）に係る入港料については、入港 1 回につき総トン数 1 トン又はその端数ごとに基準料率からその 2 分の 1 を減じた額とする。

第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前 2 項の規定により算定した入港料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 3 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 6 号

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「けい留施設」を「係留施設」に改める。

第21条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1第1項を次のように改める。

1 駐車場

種 別	使 用 料
南側駐車場	1日1回につき 500円
北側緑地駐車場	1日1回につき 500円

別表第1第2項の表中「920円」を「877円」に、「640円」を「610円」に改め、同表備考第3号を次のように改める。

- 3 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第1第2項の表備考に次の1号を加える。

- 4 前号の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第1第3項の表中「81円37銭」を「77円50銭」に、「46円72銭」を「44円50銭」に、「83円47銭」を「79円50銭」に、「7円87銭」を「7円50銭」に、「15円75銭」を「15円」に、「40円42銭」を「38円50銭」に、「70円35銭」を「67円」に、「920円」を「877円」に、「530円」を「505円」に、「950円」を「905円」に、「90円」を「86円」に、「180円」を「172円」に、「460円」を「438円」に、「790円」を「753円」に改め、同表備考を同表備考第1号とし、同表備考に次の2号を加える。

- 2 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 3 前号の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2中「6,825円」を「6,500円」に、「13,650円」を「13,000円」に、「2,730円」を「2,600円」に、「5,250円」を「5,000円」に、「10,500円」を「10,000円」に、「2,100円」を「2,000円」

に、「248,040円」を「236,229円」に、「55,120円」を「52,496円」に、「272,830円」を「259,838円」に、「60,630円」を「57,743円」に、「けい留施設」を「係留施設」に、「3,150円」を「3,000円」に、「6,300円」を「6,000円」に、「9,450円」を「9,000円」に、「12,600円」を「12,000円」に、「1,260円」を「1,200円」に、「280円」を「267円」に、「420円」を「400円」に、「100円」を「96円」に、「400円」を「381円」に、「3,180円」を「3,029円」に、「4,240円」を「4,038円」に、「2,580円」を「2,458円」に、「3,440円」を「3,277円」に、「5,120円」を「4,877円」に改め、同表備考に次の2号を加える。

9 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くもの(北側駐車場の利用に係るものを除く。)についての利用料金の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

10 前号の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第67号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第14条の4第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「又は第2号」を削り、「第3号又は第4号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第20条の3第1項中「第32条第1項」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 2 平成26年4月1日において38歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成19年1月1日において教育職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）、平成26年4月1日において38歳以上で40歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成20年4月1日において教育職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）、平成26年4月1日において44歳の職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成21年4月1日において教育職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
（人事委員会規則への委任）
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 6 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。
附則第8項中「には」の次に「、平成31年3月31日までの間」を加える。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第20条の表第10条第2項の項中「第10条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第68号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。
第12条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第16条の4第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「又は第2号」を削り、「第3号又は第4号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第21条の3第1項中「第32条第1項」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

2 平成26年4月1日において38歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成19年1月1日において市町村立学校職員の給与に関する条例第12条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員を除く。）、平成26年4月1日において38歳以上で40歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成20年4月1日において市町村立学校職員の給与に関する条例第12条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員を除く。）、平成26年4月1日において44歳の職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成21年4月1日において市町村立学校職員の給与に関する条例第12条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（教育委員会規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「には」の次に「、平成31年3月31日までの間」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第22条の表第12条第2項の項中「第12条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

和歌山県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第69号

和歌山県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県社会教育委員の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、和歌山県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第4条中「但し」を「ただし」に改める。

第6条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第70号

和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「又は短期大学」を「若しくは短期大学」に改め、「大学等」という。）の次に「又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程であって規則で定めるものに限る。第9条において同じ。）」を加え、「又は在学する者」及び「又は通学しているもの」を削る。

第 9 条第 2 項中「大学等」の次に「若しくは専修学校」を加え、同条第 3 項中「修学奨励金の貸与を受けている者」を「奨学生」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 1 号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	和歌山県立和歌山高等学校	和歌山市新庄1 8 8	を
」	和歌山県立和歌山西高等学校	和歌山市西庄1148の 1	」
「	和歌山県立和歌山高等学校	和歌山市新庄1 8 8	に
」			」

改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 2 号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える警察官の昇給は、第 1 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第12条の 4 第 1 項第 1 号中「第 3 号」を「次号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（次号において「単身赴任手当受給警察官」という。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削り、同条第 2 項中「又は第 2 号」を削り、「第 3 号又は第 4 号」を「第 2 号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 2 号」に、「第 1 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削る。

第22条の2第1項中「第32条第1項」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第22条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 2 平成26年4月1日において38歳に満たない警察官（同日において警察官でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成19年1月1日において警察職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により昇給した警察官（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官を除く。）、平成26年4月1日において38歳以上で40歳に満たない警察官（同日において警察官でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成20年4月1日において警察職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により昇給した警察官（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官を除く。）、平成26年4月1日において44歳の警察官（同日において警察官でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち平成21年4月1日において警察職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により昇給した警察官（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官を除く。）その他当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「には」の次に「、平成31年3月31日までの間」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条の表第9条第2項の項中「第9条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

和歌山県留置施設視察委員会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 73 号

和歌山県留置施設視察委員会に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県留置施設視察委員会に関する条例（平成19年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第21条第 6 項」を「第21条第 4 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「委員が」を「委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 74 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 8 項第 1 号中「第 5 条第 1 項及び第 2 項」を「第 5 条」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 第 8 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。